

一般財団法人NHK財団
共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する
助成事業基金設置・運用規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人NHK財団（以下「当法人」という。）が実施する共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業（以下「助成事業」という。）について、当法人に設置される助成事業基金（以下「基金」という。）の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(区分経理)

第2条 当法人は、基金の運営を行うにあたり、当該基金に係る経理を当法人の他の財産に係る経理と明確に区分し、これを毀損することのないよう適正に処理しなければならない。

(助成事業の実施等)

第3条 助成事業の実施方法等については、別に定める共同利用及び放送ネットワークの維持・効率化等に関する助成事業実施規程の定めるところによる。

(管理等責任者)

第4条 理事長は、基金の管理及び運用の適正を期するため、役員又は職員の中から、管理等責任者を任命し、その管理及び運用に当たらせるものとする。

2 管理等責任者は、職員の中から、基金の管理運用業務を遂行する管理運用執行者を任命することができる。

3 管理等責任者は、管理運用執行者を監督し、必要に応じて適切な指示を与えるものとする。

(基金の構成)

第5条 基金は、日本放送協会（以下「NHK」という。）と当法人が締結する出捐契約に基づく基金財産及びその運用益をもって構成する。

(基金の運用)

第6条 基金の管理・運用は、安全かつ確実な方法で行い、助成事業の円滑な実施と適切な運用益の確保に配慮する。

2 この基金より生ずる運用益については基金へ繰入れることとする。

(運用対象)

第7条 基金の運用に用いる金融商品は、国内預貯金、国債、地方債、政府保証債、財投機関債、金融債、事業債、公社債投資信託（円建て）又はMMF（円建て）の一つ若しくは複数とする。ただし、外貨建ての債券、購入時に元利金が確定していない債券、変動金利の債券は除くものとし、原則として償還期限まで10年以内のものとする。

(債券等の信用格付け)

第8条 前条の運用対象の発行体格付けは、NHKが指示する関連団体運営基準の事前協議における「重要な資産の取得または処分」の基準に沿ったものとするを原則とする。

(関連団体運営基準)

第9条 基金の運用にあたり、NHKの定める関連団体運営基準第12条第16号「重要な資産の取得または処分」に該当する場合には、NHKと必要な事前協議を行うものとする。

(運用手続き)

第10条 管理等責任者は、翌事業年度における資金運用の計画を予算編成の理事会までに策定し、理事会の承認を受けなければならない。当該資金運用の計画に基づき、運用を行うものとする。

2 金融商品の購入に際し、管理等責任者は、年限、利率、価格、発行要綱など必要な事項を明らかにし、理事長の承認を得なければならない。

(運用状況の報告)

第11条 管理等責任者は、基金の運用状況について、定期的に理事長に報告するものとする。理事長は、運用の経過及び結果について少なくとも半期毎又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

(運営費)

第12条 基金の運営に必要な経費については、基金をもって充てる。

(理事会・評議員会・NHKへの報告)

第13条 理事会は、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、半期毎に理事長から報告を受けるものとする。

2 評議員会は必要と認めた場合、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、理事長から報告を受けるものとする。

3 理事長は、助成事業への活用状況を含む基金の管理・運用状況について、半期毎にNHKへ報告するものとする。

(基金の廃止)

第14条 当法人は、NHKと協議の上で、基金が所期の目的を達成したものと認められる場合は、基金を精算し、残金が生じた場合はNHKと協議の上で対応するものとする。

(改廃)

第15条 この規程を改廃する場合は、事務局長が起案し、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第16条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、2026年7月24日から施行する。